令和3年米子市議会12月定例会議案

令和3年12月1日

※主管課の欄の()内は、12月6日付け行政組織機構改正後の主管課を示している。

議案番号	案	件	主	管	課		説	i	明
1 0 2	令和3年度米子市- 予算(補正第9回)	一般会計補正	財		政	明細別	川紙		
103	米子市企業版ふるされば、創生基金条例の制定		総合	一合政	策	てち用方管と 〔 次 (1)(2)(3)(4) 行 公 係本ひ充生にる な 企に(1)(2)(3)(4) 行 公 係 禁 掲	市にまりの削削の積運処用のための・る金しの定版げ設積運処日の令地したを必善内ふる置立用分〕日〕城ごめ設要善容る事目で	再生計画に記せます。 と創生寄附金 米 ままで はままま できまる ままま できまる ままま はい	
104	米子境港都市計画地域内における建築地する条例の一部を改めの制定について	の制限に関	都市		一造	に業にてる (主) を は は な は な な は ま は ま は ま は ま ま ま ま ま ま ま	建築物の けなり いなりで は、おいで は、ないで も、ないで も、も、も、も、も も も も も も も も も も も も も も も	制限を設ける い敷地面積の ととな外に 適用のまするも ようとするも 」 区地区整備計 で 途等について	域について、条例 とともに、公共事 限度に関する制限 築物の敷地につい 関する規定を定め の 画区域において、 次のとおり制限を

			(1) 用途の制限 建築基準法別表第 2 (旧項に掲げる建築物は、建築してはならない。 (2) 容積率の最高限度 10分の20 (3) 建蔽率の最高限度 10分の6 (4) 高さの最高限度 20メートル (5) 壁面の位置の制限 道路境界線から1.5メートル(車庫、物置等で小規模なからのは、1メートル以上離立と、 2 公共事業の施行等による敷地面積の限度に関する規定に適合しないこととなる建築物の敷地として、なる建築物の敷地にで、その全部を一の敷地として関する規定は、適用しないこととする。 (施行期日) 公布の日 (関係法令) 1 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第68条の2(市町村の条例に基づく制限) 第1項 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第136条の2の5(地区計画等の区域内において条例で定める制限)第1項 3 都市計画法(昭和43年法律第100号)
1 0 5	米子境港都市計画娯楽・レクリ エーション地区内における建築 物の制限等に関する条例及び米 子境港都市計画大規模集客施設 制限地区内における建築物の建 築の制限に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	都市創造	本市における将来的な土地利用の方向性を検 討するに当たり、本市の都市計画に定める特別 用途地区である娯楽・レクリエーション地区及 び大規模集客施設制限地区の区域内における建 築物の用途の制限について、見直しを行おうと するもの 〔主な改正内容〕 I 米子境港都市計画娯楽・レクリエーショ ン地区内における建築物の制限等に関する 条例の一部改正

- 1 条例の題名を「米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限に関する条例」に改めることとする。
- 2 娯楽・レクリエーション地区内において用途の制限の緩和の対象としていた建築物について、建築基準法の一部改正によりその立地が認められたことに伴い、当該地区内における建築物の用途の制限の緩和に関する規定を削除することとする。
- Ⅲ 米子境港都市計画大規模集客施設制限地 区内における建築物の建築の制限に関する 条例の一部改正
 - 1 大規模集客施設制限地区内における建築の制限の対象とする建築物について、 建築基準法の規定(別表第2(約項)を引用することにより定めることとする。
 - 2 市長が、大規模集客施設制限地区の指 定の目的に適合すると認め、又は公益上 やむを得ないと認めて許可した場合に は、1の建築物を建築することができる こととする。
 - 3 市長は、2の許可(許可を受けた事項 の変更に係る許可を含む。)をする場合に は、あらかじめ、米子市建築審査会の意 見を聴かなければならないこととする。
- Ⅲ 米子市建築審査会条例の一部改正関係 米子市建築審査会の会議を招集する場合 として、Ⅱ3により市長から意見を求めら れたときを加えることとする。

[施行期日]

公布の日

[関係法令]

- 1 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)

106 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

保 険

産科医療補償制度における掛金の額の見直しに伴い、出産育児一時金の金額を改正するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、世帯に未就学児がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額の軽減措置が講じられることに伴う所要の整備を行おうとするもの

[主な改正内容]

1 出産育児一時金の金額を、次のとおり改正することとする。

改正前 総額42万円 (404,000円+加算 額16,000円)

1

改正後 総額42万円 (408,000円+加算 額12,000円)

- ※加算額とは、産科医療補償制度に 加入する医療機関等において出産 したことが認められる場合に加算 する額をいい、その額は、産科医 療補償制度における掛金に相当す る額であって、規則で定める。
- 2 世帯に未就学児がある場合において、当 該世帯の世帯主に対して賦課する当該未就 学児に係る被保険者均等割額を減額するこ ととする。

減額する額:当該未就学児に係る被保険 者均等割額に10分の5を乗 じて得た額

[施行期日]

令和4年4月1日 (ただし、1については、 同年1月1日)

[関係法令]

- 1 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)令和3年8月4日公布令和4年1月1日施行
- 2 全世代対応型の社会保障制度を構築する ための健康保険法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政
 - 令(令和3年政令第253号)

令和3年9月10日公布 令和4年4月1日施行(一部施行日別

			途)
107	米子市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	クリーン推進	公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備等によるし尿の収集量の減少及び燃料費の高騰その他諸物価の状況に鑑み、し尿の処理手数料の額を引き上げようとするもの〔改正内容〕 し尿の処理手数料を次のとおり引き上げることとする。 1回のくみ取り量18リットル当たり223円→261円38円増(引上げ率17パーセント) [施行期日] 令和4年4月1日
108	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子 援 (政	国が定める特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業並びに特定子ども・子育、保育所の 子ども・子育で支援を行う事業者等者等に関する基準が改正され、保存等並びに当該事業者等の作成、保存等並びに当該事業で行うとが想定さ認める包括のいて、といるものにないない。 で書面磁的方法によるが成を認めの整備を行うことが認けられたことに伴う所要の整備を行うたとがおいるを認める包括ので、改正しようとするもの (主な改正内容) 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保保をいう。)は、記録、作成、保存等のうち、保存等のうち、をが規定されて、当該書面等により行うことができることとができることとができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例のて、当該書面等の交付又は提出に成場を得て、当該書面等の交付又は提出の承により作成を得て、当該書面等に記載すべき事項を電

			磁的方法により当該教育・保育給付認定保護者に提供することができることとし、この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなすこととする。 3 2については、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用することとする。 [施行期日] 公布の日[関係法令] 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第53号) 令和3年8月2日公布・施行
109	米子市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制 定について	子 援 (政策) 支 も	国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めることとされたことに伴う所要の整備を行うため、改正しようとするもの (主な改正内容) 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとする。 [施行期日] 公布の日 [関係法令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す

			全方側有句第555万) 令和3年3月23日公布 令和3年7月1日施行(一部施行日別途)
			7/11 3 千 7 月 1 日施1」(pp.施1」日か)返/
110	米子市市街化区域と一体的な地	建築相談	近年の激甚化・頻発化する災害の発生状況を
	域等に係る開発許可等の基準に		踏まえ、増大する災害リスクに的確に対応する
	関する条例の一部を改正する条		ため、開発規制について災害リスクを重視する
	例の制定について		観点から都市計画法及び都市計画法施行令が改
			正され、災害リスクの高いエリアにおける開発
			を抑制する見直しが行われたことに伴い、本市
			の市街化調整区域内の市街化区域と一体的な地
			域等に係る開発許可等の基準について所要の見
			直しを行うもの
			〔主な改正内容〕
			1 市街化することが適当でない土地の区域
			(市街化不適当区域)を、都市計画法施行
			令第29条の9各号に掲げる区域に該当する
			土地の区域であって、災害の防止その他の
			事情を考慮して開発行為等を行うのに適当
			でないものとして市長が指定するものとす
			ることとする。
			改正後の都市計画法施行令第29条の 9 各号に掲げる区域
			(1) 災害危険区域
			(2) 地すべり防止区域
			(3) 急傾斜地崩壊危険区域
			(4) 土砂災害警戒区域 (5) 浸水被害防止区域
			(6) 浸水想定区域のうち、洪水等が 発生した場合には建築物が損壊 し、又は浸水し、住民その他の者 の生命又は身体に著しい危害が生 ずるおそれがあると認められる土
			地の区域 (7) 前各号に掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロからニま
			でに掲げる土地の区域 2 条例で目的等を限り定める市街化を促進
			2 条例で日的等を限りためる市街化を促進しない開発行為等のうち災害危険区域等か
			しない開発行為等のする災害危険区域等が らの移転の目的で行う開発行為等に、浸水
			被害防止区域内に所在することを事由に移
			版音の正位域がに別位することを事品に移 転される建築物等に代わる建築物等の建設
l	I	l	TACAVの在米がJUNACHWJVとKがJVAEK

る基準等の一部を改正する省令(令和3年厚

生労働省令第55号)

				を目的として行われるものを加えるとともに、当該開発行為等から改正後の都市計画法第34条第8号の2に掲げる開発行為と重複することとなるものを除くこととする。 [施行期日] 令和4年4月1日(一部公布日施行) [関係法令] 1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年9月7日施行(一部施行日別途) の度の条例改正に関係する部分は、令和2年9月7日施行 2 都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第337号) 令和2年11月27日公布令和4年4月1日施行 3 都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令(令和2年11月27日公布令和4年4月1日施行 4 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年5月10日公布令和3年11月1日施行(一部施行日別途) 5 都市計画法施行令の一部を改正する政令(令和3年5月10日公布令和3年11月1日施行(一部施行日別金) 5 都市計画法施行令の一部を改正する政令(令和3年5月10日公布令和3年11月1日施行(一部施行日別金) 5 都年10月29日公布令和4年4月1日施行
111	米子市水道事業及び工業用水道 事業の設置等に関する条例の一 部を改正する等の条例の制定に ついて	水 道	局	令和4年3月31日をもって米子市工業用水道 事業を廃止することに伴い、所要の整備を行お うとするもの 〔改廃内容〕 I 米子市水道事業及び工業用水道事業の設 置等に関する条例の一部改正

			1 条例の題名を「米子市水道事業の設置等に関する条例」に改めることとする。 2 この条例の規定中、工業用水道事業に関する規定を削ることとする。 II 米子市工業用水道事業給水条例の廃止米子市工業用水道事業給水条例は、廃止することとする。 〔施行期日〕 令和4年4月1日(一部公布日施行)
112	事業委託契約の締結についての議決の一部変更について	都市整備	米子駅南北自由通路等整備事業に伴う自由通路工事に係る事業委託契約の締結についての議決(令和2年6月30日議決)の一部を変更しようとするもの変更事項
113	米子市万能町駐車場、米子駅前 地下駐車場及び米子駅前地下駐 輪場の指定管理者の指定につい て	建設企画	米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 島根県松江市西津田九丁目3番18号 株式会社大幸電設 代表取締役 廣 江 浩 二 指定の期間 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
114	町の区域の変更について	農林	県営土地改良事業皆生地区に係る換地処分に より、町の区域の変更を行おうとするもの 区域を変更する町 皆生一丁目及び皆生二丁目

115	鳥取県西部広域行政管理組合営 うなばら荘の廃止に伴う財産処 分に関する協議について	総合政策	鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の 廃止に伴う財産処分に関する協議を行おうとす るもの [協議内容] 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘 に係る土地並びに建物及び備品については、 それぞれ次に掲げる者へ譲与し、又は譲渡し、 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基 金に属する現金(これから生ずる果実を含 む。)については、構成市町村に配分するもの とする。 1 土地 譲与の相手方 日吉津村 2 建物及び備品 (1) 譲渡の相手方 米子市皆生四丁目2番28号 株式会社ヤードクリエイション 代表取締役 服 島 (2) 譲渡価格 415,800円 3 基金 基金を廃止する際に残額があるときは、 次の割合により、構成市町村に配分する。 構成市町村 割合(%) 米子市 50.2 境港市 13.4 日吉津村 2.55 大山町 10.7 南部町 6.8 日南町 3.8 日南町 3.8 日南町 3.8 日野町 3.0 江府町 2.8
116	令和3年度米子市一般会計補正	財 政	明細別紙
1 1 7	予算(補正第10回) 令和3年度米子市国民健康保険	財 政	明細別紙
	事業特別会計補正予算(補正第1回)		

118	令和3年度米子市介護保険事業 特別会計補正予算(補正第3回)	財政	明細別紙
119	令和3年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1回)	財 政	明細別紙
1 2 0	令和3年度米子市水道事業会計 補正予算(補正第1回)	水道局	明細別紙
121	令和3年度米子市下水道事業会 計補正予算(補正第2回)	下水道企画	明細別紙
報告 1 9	議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)	淀江振興	法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和3年10月22日市側の過失割合 10割損害賠償額 3万4,705円相手方米子市在住の個人事故の概要 令和3年9月12日、本市が共催する伯耆古代の丘彼岸花まつりの準備のため、その実行委員会の委員が、石馬谷古墳駐車場に隣接する市道上淀廃寺線の歩道において、ナイロンコード式の草刈機を使用して草刈りの作業を行っていたところ、当該草刈機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が当該駐車場に駐車されていた相手方所有の軽貨物自動車のバックウインドウガラスに当たり、当該バックウインドウガラスを破損させたもの。人身事故なし。
報告20	議会の委任による専決処分について(損害賠償に係る和解及び 損害賠償の額の決定について)	健康対策	法律上、市の義務に属する3歳児健康診査に 伴う事故による損害賠償について、和解し、及 び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和3年11月12日 市側の過失割合 10割 損害賠償額 2万1,330円

			相 手 方 米子市在住の個人(以下「対象 幼児」という。)及びその法定代 理人 事故の概要 令和3年9月16日、本市が実施する3歳児 健康診査において、診察を担当する医師が、 対象幼児の外陰部を観察するため包皮を翻転 させた際に、対象幼児の外陰部に裂傷を負わ せたもの
報告 2 1	議会の委任による専決処分について(損害賠償に係る和解及び 損害賠償の額の決定について)	住宅政策	法律上、市の義務に属する市営住宅の管理の 瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの 処分年月日 令和3年11月19日 市側の過失割合 10割 損害賠償額 6万1,908円 相 手 方 米子市在住の個人 事故の概要 令和3年8月9日、市営西福原住宅のごみ 置場の屋根材が強風により剝がれて落下し、 これが相手方居住集合住宅用駐車場に駐車さ れていた相手方の小型乗用自動車に当たり、 当該自動車の右側フロントフェンダーを損傷 させたもの。人身事故なし。